

議案第40号

上尾市社会教育委員会議運営規則の制定について
上尾市社会教育委員会議運営規則を次のように定める。

平成26年8月21日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市社会教育委員会議運営規則

上尾市社会教育委員会議運営規則（昭和35年上尾市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、上尾市社会教育委員に関する条例（昭和49年上尾市条例第36号）第5条の規定に基づき、上尾市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議長及び副議長）

第2条 会議に、議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会議は、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 会議の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市社会教育委員に関する条例の一部改正に伴い、規則の趣旨を定め、会議の適正な運営を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。